

釧路市・浜中町
定住自立圏形成に関する協定書

平成22年6月

釧路市・浜中町

釧路市浜中町定住自立圏形成協定

釧路市（以下「甲」という。）と浜中町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の相互の役割を分担し、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、定住自立圏を形成するため、次条に規定する政策分野を中心とする取組において、相互の役割の分担により、連携を図り、共同、補完するものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野、取組の内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域内の広域救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

b 甲の役割

(a) 地域医療を安定して確保するため、北海道地域医療サポート事業に取り組むとともに、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b) 重症患者を安定的に受け入れるため、24時間体制での二次救急医療の確保を図る。

(c) 重篤な救急患者に対応するため、三次救急医療機関である市立釧路総合病院の機能の充実を図る。

c 乙の役割

(a) 甲と協議の上、広域救急医療体制の維持に関して、必要な経費を負担する。

- (b) 地域医療を安定して確保するため、甲と協議の上、北海道地域医療サポート事業の一環として行う医師派遣に関して、必要な経費を負担するとともに、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

イ 福祉

(ア) 保育所の広域入所に関する連携

a 取組の内容

子育て家庭を支えるため、保育サービスの充実など子育て支援の取組を進める。

b 甲の役割

保育サービスや保育環境の整備を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

c 乙の役割

保育サービスや保育環境の整備を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

ウ 教育

(ア) スポーツ施設の相互利用に関する連携

a 取組の内容

圏域のスポーツ振興や住民の健康づくりを促進するため、スポーツ施設の相互利用を進め、利便性の向上や利用機会の拡大を図る。

b 甲の役割

釧路市のスポーツ施設において、浜中町民が釧路市民と同一の条件で利用できるようにするとともに、相互利用の住民周知に努める。

c 乙の役割

浜中町大規模運動公園施設において、釧路市民が浜中町民と同一の条件で利用できるようにするとともに、相互利用の住民周知に努める。

エ 産業振興

(ア) 地場製品のPRや産業振興に関する連携

a 取組の内容

昆布などの水産物や乳製品をはじめとした地場製品の地域ブランド化の推進、地産地消の推進、海外市場も視野に入れた販路拡大により、地域を売り込む地場製品の普及促進に取り組み、地域産業の振興を図る。

b 甲の役割

(a) 関係業界が入った組織による地域ブランド化を推進する。

(b) ホームページによる情報発信や地元小売店などと連携したふれる機会の拡充など、地産地消の取組を進める。

(c) 地域内外での物産展や商談会の参加など、販路開拓への支援に努める。

(d) 釧路根室圏産業技術振興センターを拠点とした、新たな技術開発や事

業化に向けた取組などを推進する。

c 乙の役割

民間企業や関係団体と連携して地域ブランド化の推進と地場産品のPRに関する取組及び支援を行う。

(イ) 広域観光に関する連携

a 取組の内容

釧路湿原や霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境や地域の新鮮な食の魅力を活かした広域観光への取組や観光情報PRを連携して推進する。

b 甲の役割

(a) 釧路湿原（北斗エリア）、阿寒国立公園の自然環境を地域資源とした広域観光に取り組む。

(b) 釧路空港、JR釧路駅など交通アクセスや宿泊機能を担う。

(c) 市の観光施設やホームページにおいて浜中町域の観光情報を取り扱う。

c 乙の役割

(a) 霧多布湿原や北太平洋シーサイドラインの自然環境を地域資源とした広域観光に取り組む。

(b) 町の観光施設やホームページにおいて釧路市域の観光情報を取り扱う。

オ その他

(ア) 消費生活相談等に関する連携

a 取組の内容

健全な消費生活を確保するため、消費者への被害防止や消費者意識の向上に連携して取り組む。

b 甲の役割

釧路市消費生活センターの機能の充実を図るとともに、圏域内の消費者への啓発事業や消費生活に関する相談、情報提供に取り組む。

c 乙の役割

消費者への啓発事業や情報提供に取り組むとともに、釧路市消費生活センターの運営に関して、必要な経費を負担する。

(イ) 環境保全や希少な動植物の保護に関する連携

a 取組の内容

希少な動植物を育む釧路湿原及び霧多布湿原の保全活動を推進する。

b 甲の役割

体験学習の実施など釧路湿原の保全活動に取り組むとともに、地域の湿地に関する研究機能を担う釧路国際ウェットランドセンターの活動を推進する。

c 乙の役割

霧多布湿原センターを拠点として霧多布湿原の調査・研究や保全活動に

取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 道路ネットワークの整備促進に関する連携

a 取組の内容

交通の円滑化や物流の効率化を図るため、都市内の基幹道路や圏域の結びつきを強化する幹線道路などのネットワーク整備に向け連携して取り組む。

b 甲の役割

北海道横断自動車道（浦幌～釧路間）などの高規格幹線道路や道道釧路環状線をはじめとする都市内交通ネットワークの早期整備に向けた取組を推進するとともに、北海道横断自動車道（釧路～根室間）の効率的整備の促進に取り組む。

c 乙の役割

北海道横断自動車道（浦幌～釧路間）などの高規格幹線道路の早期整備に向けた取組を推進するとともに、北海道横断自動車道（釧路～根室間）の効率的整備の促進に取り組む。

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(イ) 圏域の相互連携による地産地消の推進

a 取組の内容

圏域内の地場製品の消費を拡大するため、相互に連携し地産地消を推進する。

b 甲の役割

- (a) 地産地消に係るネットワークにより、圏域内の連携強化を推進する。
- (b) 観光等複合施設において、生産者との連携強化や地産地消の情報発信、地場製品販売の取組を推進する。

c 乙の役割

観光等施設において、生産者との連携強化や地産地消の情報発信、地場製品販売の取組を推進する。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ウ) 移住・長期滞在に関する連携

a 取組の内容

地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や、民間事業者と一体となった受入体制づくりなどの取組を推進する。

b 甲の役割

- (a) 大都市圏でのプロモーションなど、移住や長期滞在に関するPR活動

や情報発信を行う。

(b) 不動産、宿泊事業者と連携した長期滞在者受入組織による取組を進める。

c 乙の役割

移住・長期滞在者への自然や食、イベントなどの体験メニューに関するPRの実施や情報発信について連携して取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 宣言中心市等における人材の育成

(ア) 宣言中心市等における人材の育成

a 取組の内容

各種分野での地域力の向上を図るため、人材の確保や育成などに連携して取り組む。

b 甲の役割

専門家を招聘したセミナーや講演会の開催、各種分野での専門知識や技術を持つ人材の登用や育成を進める。

c 乙の役割

甲の行う取組に対し、協力や参加を行う。

イ 圏域内市町村の職員等の交流

(イ) 圏域内市町村職員の交流に関する連携

a 取組の内容

圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修の開催による職員の能力向上や職員間の交流を進める。

b 甲の役割

職員能力の向上に向けた集合研修などを行うに際し、乙の職員の参加の機会を設ける。

c 乙の役割

職員能力の向上を図るため、甲の取組を積極的に活用する。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る費用並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成22年6月23日

釧路市長

浜中町長
